

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七十三号

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律 (交通政策基本法の一部改正)

第一条

交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「進展」の下に、「人口の減少」を加え、及び地域経済の活性化」を「並びに地域経済の活性化、地域社会の維持及び発展」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に、「国土強靱化の観点」を加え、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「並びに」の下に、「国土強靱化の観点」を加える。

第十六条中「国は」の下に、「少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(公共交通機関に係る旅客施設等の安全及び衛生の確保)

第十七条の二 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第十八条中「前二条」を「前三条」に改める。

第二十条中「活性化」の下に、「地域社会の維持及び発展」を、「形成」の下に「基幹的な高速交通網の形成を含む」、輸送サービスの提供の確保」を加える。

第二十一条中「強化」の下に、「人材の確保(これに必要な労働条件の改善を含む)の支援」を加える。

第二十二条中「国は」の下に、「国土強靱化の観点から、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑み」を加える。

(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正)

第二十五条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第二項中「おそれがある」の下に「また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している」を加える。

第八条第二号中「国家」を「行政、情報通信、交通その他の国家」に改め、同条第四号中「より」の下に、「地域の活力の向上が図られ」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉
国土交通大臣 赤羽 一嘉

種苗法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七十四号

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第三条第一項第一号中「品種登録出願」の下に「第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう以下同じ。」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「並びに」の下に「農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)と公然知られた他の品種との特性の相違の内容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。

第四条第一項中「品種登録出願に係る品種(以下「」及び「」という。))を削り、同条第二項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 出願者が保持していると思料する出願品種の特性

第五条第二項中「写真」の下に「その他出願品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する資料」を加える。

第六条第一項中「四万七千二百円」を「一万四千元」に改める。

第八条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「従業者等は」を「第二項後段及び前項の規定は」に改め、「をしたとき」の下に「第二項の場合を除く。」を加え、「は、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる」を「について準用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益(次項において「相当の利益」という。)を受ける権利を有する。

3 前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第十条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合